

政策的随意契約による役務の提供について(契約前公告)

福井県丹南健康福祉センター清掃業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、福井県財務規則第165条第2項第1号(昭和39年福井県規則第11号)の規定により公告する。

令和8年3月17日

福井県丹南健康福祉センター所長 佐々木 富代

記

1 契約の内容

- (1) 契約名称 福井県丹南健康福祉センター清掃業務委託
- (2) 業務内容 丹南健康福祉センター内の清掃等(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約締結予定日
令和8年4月1日
- (5) 担当課および履行箇所
鯖江市水落町1丁目2-25
福井県丹南健康福祉センター 地域支援室
電話 0778-51-0034

2 契約の相手方の選定基準

- (1) 丹南健康福祉センター管内に所在すること
- (2) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること

3 契約の相手方の決定方法および契約条件に関する事項

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。
- (3) 当該見積書の採用決定の効果は、令和8年度当初予算発効時において生じる。

4 契約の申込みの方法

- (1) 提出期限 令和8年3月24日(火) 午前10時
- (2) 提出先 住 所:鯖江市水落町1丁目2-25
所 属:福井県丹南健康福祉センター 地域支援室
連絡先:0778-51-0034